

学生相談学事始め（3）

田 中 宏 尚

1節 はじめに（これまでの要約）

学生相談とは、一般的には学生生活（大学院、大学、短大、高専などの高等教育）における進路や学業に関することから精神保健面における問題に至るまで、広く「生き方」に関する相談をいう。学生相談学事始め（序）（2009）において述べたように、戦前の日本の大学は大学生を紳士として扱い学生相談は存在しなかった。しかし旧制高校においての「デカンショ節」にもみられるように、「デカンショ（デカルト、カント、ショーペンハウエル）で半年暮らすあとの半年ゃ寝て暮らす・・・」の歌詞に比喻されるように、人生如何に生きるかを考えそしてその上で大学に入学していた。あわせ、旧制高校にしても旧制大学に入れるのはほんの1パーセント台のスーパーエリートであった。ちなみに旺文社（2011）によると昭和15（1940）年の旧制中学の生徒数は43万人で進学率は約7%であり、この時代の大学生数は約8万人である。

戦後の学制改革にあたり、アメリカはその指南役として教育使節団を送ってきた。講師団の委員長はロイド博士であり、日本側の講師団とともに、SPS（Student Personnel Service）の研修会を行った。その講義内容が「学生助育総論（1953）」に纏められている。その中で、教室における研究と学習のみでは不十分であり、正課教育以外の人間教育の重要性を主張し、その方法として「高等教育におけるカウンセリング」の章を設けている。その後SPSは全国各地で開催され、昭和28（1953）年に東京大学など2校に学生相談所が開設されている。そしてそれらの理念やそれまでの成果から当時の文部省は学徒厚生審議会に「学生厚生補導の組織およびその運営」〔1958〕を諮問し、学徒厚生審議会はその翌年に「学生の厚生補導の組織およびその運営について（昭和33年答申）」と「大学における学生の健康管理の改善について」を答申している。

SPSの領域は①入学試験、②オリエンテーション、③修学指導、④課外教育、

⑤適応相談、⑥記録・調査・テスト、⑦学寮の運営、⑧奨学援護、⑨厚生福祉、⑩保健指導、⑪職業指導、⑫女子学生の世話、⑬特別指導の領域と広く、その担当は従来の事務官が行うのではなく専門職が行うことが前提となっていた。しかし当時の大学の状況は全学連などの対応に、厚生補導関係の教職員が前線に立ち学生を育てるという余裕もなく、また大学入学者も10%台のエリート学生「マーチントロウ（1976）」であり、国立大学のように研究中心のところにおいて、修学指導・適応指導や職業指導などにおいて教職員特に教員が対応することに違和感がもたれており、SPSの理念が理解されていなかったと思われる。

SPSの中で前述の修学指導、適応相談、記録・調査・テスト、保健指導は事務官では対応できずそれらを専門分野とする学部の教官や学生部の保健師などが対応し、その他の分野は事務官が対応していた。学生相談所が設立されても日本においては臨床心理学などを専門とする心理学者も少ない現状にあった。又、保健指導の分野は「健康管理」へと移り、その主要分野も「結核」から青年期に発症しやすい「精神病」への変遷していた時代であった。そして保健管理センター（以下センター）構想が出てきた。心理学事始め（序）において述べたように、学生相談は学生の悩みや問題を個人の成長、発展上の事柄としてみて、それらを援助するという教育モデルの元にあり、センターは管理の名前に見られるように学生の悩みや問題を病理としてみる早期発見・早期治療の専門家中心の医学モデルに基づいているという問題である。センターが開設されるようになってからは、国立大学の学生相談はこれまで開設された学生相談所があるところではそことセンターの2カ所、開設されていないところはセンターで学生相談を行うことになった。このことは学生相談はどのような学生を対象とするのかということに繋がる。教育モデルはすべての学生が対象となり、医学モデルはノイローゼや精神病にかかりやすい一部の学生が対象となる。

大山（2000）は戦後の学生相談の歴史を五つの時期に分けて整理している。SPSがアメリカから導入され、「教育の一環としての学生相談」という理念が定着していく「黎明期（1946年～）」。そして厚生補導並びに学生相談は「充実期（1953年～）」を迎え、やがて「すべての教職員が学生を育てる」という機運が全学連の運動などの諸般の事情で薄れ、「衰退期（1960年～）」に入ることになる。そして保健管理センター設置により、一部の専門家に任せておけばよいという「停滞期（1970～）」に入るとしている。そして「廣中レポート」を契機として、学生相談の「再興期（2000～）」を迎えることになる。「停滞期」とは齋藤（2010）によれば、学生相談・学生支援というものが大学教育の中で傍流の位置づけに置かれたということである。筆者（2011）は

学生相談学事始め(2)において、「停滞期」における学生相談関係者や筆者自身の実践や取り組みを詳しく紹介し、それらの努力が「再興期(2000～)」に繋がることとなった背景についてを考察した。

2節 目的と方法

本研究の目的は再興期のきっかけとなった「大学における学生生活の充実方策について－学生の立場に立った大学作りを旨として－(以下廣中レポート)」(2000)が答申された背景について論じ、そしてそれが与えた影響について国立大学の法人化が実施された2004(平成16)年までの間の学生相談について論じていくことが目的となる。その資料となるのは20世紀の終わりの1990年代から21世紀の初頭までの大学審議会答申、全国学生相談研究会議報告書、メンタルヘルス研究協議会報告書、学生相談研究と前述の廣中レポートが主なものとなる。

3節 廣中レポートの社会的背景

1 学生の臨床像の変化と学生相談方法のイノベーションモデル

学生相談学事始め(2)で強調したのは、1980年前後からの学生像の変化である。筆者は学生相談の経験の中で来談者は将来の学生の問題を先取りしているかと捉えていた。従来の相談に来る学生は自分から問題を自覚し悩んで相談に来る学生(人生上、修学上、進路上、対人関係、各種の神経症的悩みなど)と自ら問題としていないが教職員や友人・家族が心配して直接学生を連れてきたり、ないしは関係者だけが相談に来る精神病圏の学生が中心であった。

しかし1980年前後から大学生の不登校(スチューデントアパシー)が増えてきた。又その一方で親子関係や友人関係のトラブルから、暴力や嫌がらせなど様々な問題行動を起こす自己愛性人格障害や境界性人格障害の学生が多くなっている。いわゆる未熟な学生である。下山(1991)は悩めない学生と命名している。彼は従来の学生相談は来談者は悩みを自覚しておりそれに対して前述のように心理療法が最も適した援助方法としている。しかし悩むことができない未熟なそして行動化しやすい人格障害を持つ学生には「悩みの解決や病気を治すことを目的とする治療モデル」ではなく青年期の成長を積極的に援助することを目的とする「発達援助モデル」による活動が重要となると述べている。それには従来の学生相談とは異なったアプローチが必要になってくる。学生相談関係者は学生相談の全体行動を見直し、それらの活動を「援助活動」、「教育活動」、「コミュニティ活動」、「研究活動」の4つに分類しそれらの活動の具体的な方法を定義した。そして学生相談を教育活動

として位置づけている。一方で1970年から高校生の三無主義（無気力、無関心、無責任）、80年代からそれらに無感動、無作法の五無主義の私的主義（ミーニズム）が指摘されるようになった。当時はモラトリアム人間（1978）などとアイデンティティ（自我同一性）の確立の観点から論じられることが多く見られた。

2 21世紀を見据えての大学審議会答申

学生像の変化は単に学生だけに帰することができるものでなく、それは日本社会の変化や大学の在り方とも関係していた。時も昭和から平成の世に変わり21世紀を迎えようとしていた。文部大臣（当時）は1987（昭和62）年に「大学等における教育研究の高度化、個性化、及び活性化等のための具体的方策について」大学審議会に諮問した。具体的な審議課題として、(1) 高度化：教育研究の質的充実（大学院の整備充実、学位制度の見直し）、(2) 個性化・多様化：各大学の特色ある教育、高等教育機関の多様な発展（大学設置基準の見直し、一般教育、外国語教育の見直し等）、(3) 活性化：活力ある教育研究・組織運営（教員の選択的任期制の導入、学外者の意見を取り入れるための大学運営の仕組み、大学評価の問題、民間資金の導入）、(4) その他（大学と社会との連携の促進、生涯学習の場としての高等教育の機能の充実、大学の国際化の促進、高等教育の計画的整備）があげられている。

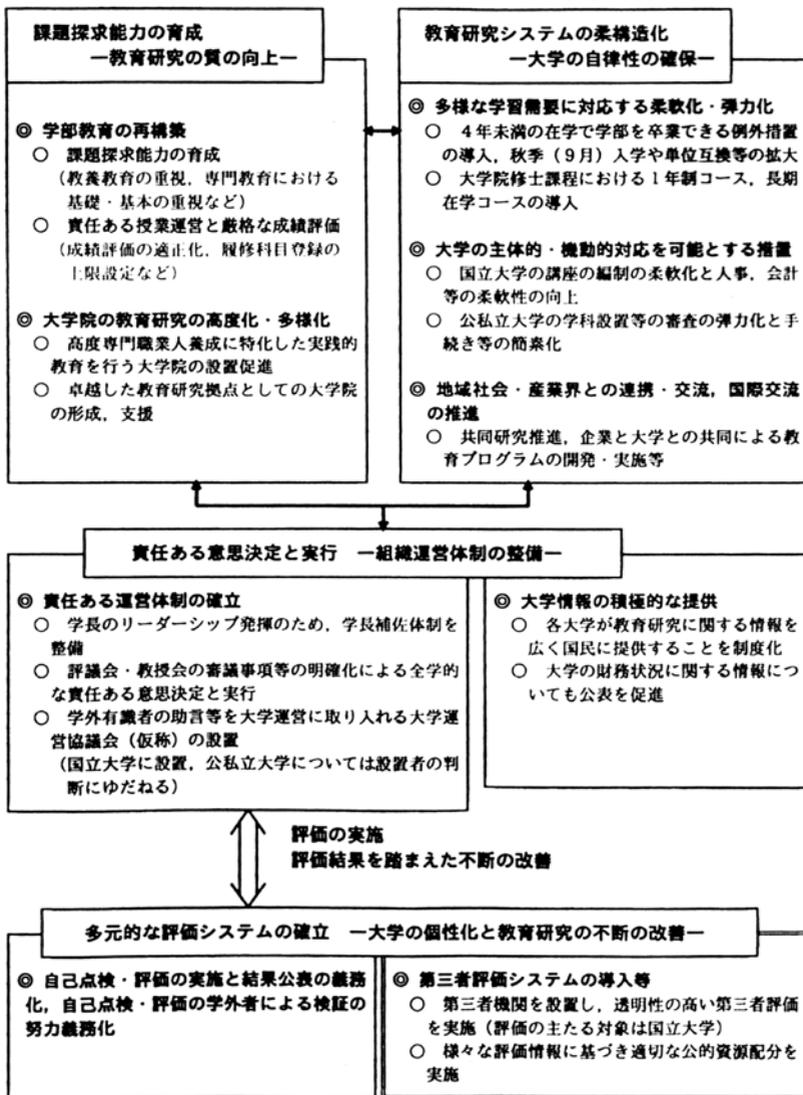
大学審議会は1991（平成3）年からそれぞれの課題について答申し、最終的に1998（平成10）年6月の「中間まとめ」の公表後10月に「21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申①）－競争的環境の中で個性が輝く大学－」を答申した。答申においては4つの基本理念すなわち①課題探求能力の育成を目指して教育研究の質の向上、②教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、③責任ある意志決定と実行を旨とした組織運営体制の整備、④多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善をあげ、さらに独立行政法人化をはじめとする国立大学の設置形態の在り方については、21世紀の新しい大学像を構築しようとするこれらの改革の進捗状況を見極めつつ、長期的視野に立って検討することが必要としている。その内容の概要を図1に示した。

図 1

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」

—競争的環境の中で個性が輝く大学—

大学改革の四つの基本理念と具体的改革方策のポイント



前述のトロウは該当年齢人口に占める大学進学率が15%までをエリート型、15%～50%までを大衆（マス）型、50%以上をユニバーサル型と名づけている。その特徴の一部を表1に示した。

表1 大学の型とその特徴

	エリート型	大衆型	ユニバーサル型
高等教育の機会	特権	権利	義務
大学進学要件	制約的（家や才能）	準制約的	開放的（個人の意志）
目的観	人間形成・社会化	知識や技能の伝達	新しい経験の提供
主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート形成＋社会の指導層の形成	産業社会に適応しうる全国民の育成

平成10年次の大学・短大等の進学率は48.9%、専門学校まで含めた進学率は68.3%であり、まさに既にユニバーサル型といってよい。大学審議会答申においても、「学生に高い付加価値を身につけさせた上で卒業生として送り出すことが大学の社会的責任である」と明確に述べられ、「教育内容や学習環境などの学生に関係の深い事項については、学習する側の立場の意見が重要であり、授業評価やアンケート調査などを通じ、広く学生の意向を把握するよう努力する」旨の提言が行われている。従来の研究センターの教員のための大学から教育センターの学生のための大学へのパラダイムの変換がうたわれている。

さて学生相談に関わる事柄が答申においてどう扱われているかを見ると、第2章の「大学の個性化を目指す改革方策」に「一 課題探求能力の育成－教育研究の質の向上－」がある。そして「(一) 学部教育の再構築」の「(1) 教育内容の在り方－課題探求能力の育成－」の「①教養教育の重視、教養教育と専門教育の有機的連携の確保」のなかで（ア）教養教育の重視、（イ）教養教育の工夫・改善のための取り組みの次に（ウ）正課教育外の指導・相談等として取り上げられている。その内容は「大学における学生生活の充実方策－学生の立場に立った大学作りを目ざして－」（2000）にも繋がるのでその内容を取り上げていく。「大学教育においては、学生が高い倫理観や社会貢献の精神、豊かな人間性を身につけるなど全人的に成長することが重要である。そのためには、正課教育の内容・方法の改善だけではなく、大学で何を学ぶのかを含め学習上の問題で悩んでいる学生への指導、卒業後に自分の個性と能力を生かせる職業に就くことを助ける就職指導・相談、学生の入学から卒業までの過程における悩み・迷いに対応できる相談・支援機能の充実

改善を図る必要がある。また、幅広い知識と豊かな人間性をかん養するためには、授業だけでなく課外活動を含む大学生生活全般を通じて学生が学んでいくことが重要であり、サークル活動の支援やこれらの施設・整備についても今後十分に配慮する必要がある。」長い引用であったがこの説明の中にはどのような職種（立場）の人が対応するかについての言及は見られていない。

3 メンタルヘルス研究協議会の発足について

平成7年3月、オウム真理教団は地下鉄サリン事件を起こし多くの死傷者を出した。松本サリン事件をはじめこの教団による一連の事件に関わっていたのは、ほとんどが高学歴で、とりわけ幹部の中に国立大学の最高レベルの教育を受けた理系出身者が多く含まれていた。彼らは自分のあるべき姿を求め教団に入ったであろうが、その問題は大学における人間教育への問いかけを含むものでもあったと思われる。第1回目のメンタルヘルス研究協議会(以下協議会)の挨拶で文部省(当時)高等教育局長の雨宮忠(1997)は次のように述べている。「・・・学生の層の広がりとして一人ひとりを大事にして送り出す必要性から、学生時代にどのような教育をし、どのような指導をするのかというその重みは、ますます高まっているということです。メンタルヘルスという領域は、非常に幅広い領域のようですが、こうした状況と深く関係しています。・・・このため、今や、学生相談や学生のメンタルヘルスに関する問題は、一部の専門家だけの問題ではなく、大学・高等専門学校全体が関わらなくてはならない問題になっており、各大学等においては、これらの学生に対し、その問題解決のために十分に答える必要があります。そのためには、日常学生と接する教職員一人ひとりが、まず、その重要性を再認識し、その知識と対応法を身につけていただくことが重要であると考えています。・・・」。文部省は国立大学等保健管理施設協議会にその実施を諮り開催されることになった。

第1回・2回の運営委員長を務めた中島(1998)はその協議会の方向性として、「大学運営の責任者にこころの健康、こころの問題の重要性を認識してもらふこと、つまり大学全体の問題として認識してもらい、組織的に方策が採りやすい方向に舵を取ってもらふことである」として、参加者として国立大学・高等専門学校の教官と事務官、一大学について各々1人の2人を予定している。教官は学生部長を含む学生関係各種委員会の責任者、事務官は学生関係の課長または補佐クラスとしている。人数は大学約200人、高専約50人としている。この協議会は当初は国立大学を対象としたものであったが、国立大学が法人化された後は公立大学や私立大学も参加するようになっている。筆者は第1回の協議会には助言者として参加したがその後しばらく

その協議会に参加してなく、平成20年にメンタルヘルス研究協議会本部運営委員会の委員として委嘱されることになり再度参加するようになった。平成13年度から4年に一度全国大会が開催され、後の3回は全国7ブロックに分けた地区研究協議会が開催されている。

4節 大学における学生相談体制の充実方策（廣中レポート）について

大学審議会答申を受け、1999（平成11）年7月に文部省高等教育局に調査研究会が立ち上げられた。調査研究会の趣旨として、「近年の社会状況の変化や大学進学率の上昇などに伴い、多様な能力や適性を有する学生が大学（短大及び高専を含む）に入学しているという状況などに対応し、大学教育に学生の希望を適切に反映することなどにより、豊かな学生生活を実現することを旨とし、その充実方策について調査研究を行い、今後の施策の推進に資する」とされ、座長に廣中平祐氏（山口大学学長）が選出されている。委員は大学関係者15名でそのうち学生相談関係者2名、メンタルヘルスの立場（医師）が1人含まれていた。会合は10回もたれ2000（平成12）年6月に報告書が提出されている。

その調査研究会の発足の背景や経緯、内容などについて第39回全国学生相談研修会（2001）の中でシンポジウム『「大学における学生生活の充実方策について」を読む』の中で関係者が出席しそれらについて論じている。また第34回学生相談研究会議（2001）のシンポジウムⅠ『「大学における学生生活の充実方策について」とこれからの学生相談』においてはその委員であった加藤美智子氏（臨床心理学、学生相談担当）と佐々木大輔氏（心療内科医、メンタルヘルス担当）、さらにヒアリングに呼ばれた小柳晴生氏（臨床心理学、学生相談担当）が出席し、その調査研究会の経過、内容などを詳しく語っている。

それでは報告書を見ていく。報告書の序文にもあるように、昭和33年の学徒厚生審議会答申は、まさに大学の大衆化が始まろうとする時代に於いて、すでに、学生の質的变化を踏まえて、学生の人格形成に対する大学の責任を述べたものであるが、それから40年以上を経た現在に至るまで、この点に対する大学の取り組みが遅れてきたことは否めないとして、「大学における学生の充実に関する調査研究会」が立ち上げられている。

報告書はⅠの「大学を巡る状況および今後の方向」、Ⅱの「各大学における改善方策－学生に対する指導体制の充実」を目指しての2部からなり、その他にまとめと用語解説と参考資料からなり約60ページからなっている。

Ⅰの大学を巡る状況および今後の方向において、1の「大学を巡る状況」の分析では、(1) 高等教育への進学率が50%にせまり、この上昇により、

資質や能力、知識、興味や関心などの面で、きわめて多様な学生が入学してきている。(2) 一方18才人口は減少してきており、数の上では受験者と入学者がほぼ同じになってくる。(3) また現代の学生は、情報化の進展にともない、大学外にも学習する機会を有し、学生の選択肢は外国の大学にも広がっていく、と予想される。以上より、大学はより厳しい競争的環境の中で生きていかねばならず、これからの大学は、互いに切磋琢磨しながら、個性が輝く大学作りを目指して取り組むことが求められると、結論づけている。

次に2の「現代の学生の実態」として、様々な学生があふれていると述べ、(1) 将来の職業や具体的な学習内容について、明確な自覚をもって入学する学生は減少し、いわば「自分さがし」のため入学してきている学生が増えていると現状分析している。また、核家族化や少子化の進展、さらに地域における子どもを育成する機能の弱体化などが進行する中で、幼少期から人との関わりや実体験や得る機会が乏しくなっていることや親への依存などあり、その結果、「人とうまくつきあえない」、「人の噂が気になる」、「無気力」など、様々な心の問題を抱えた学生が増加している、としている。さらにそのために学生生活を能動的に送れず、目的を達成できないままに学修を終えたり、不登校や、不本意ながらの休・退学をする学生が増えるという問題も生じている。このように、今日の学生は、自由で豊かな時代に生きながら、他者とのつながりを希薄化させ、心の悩みに遭遇するなど新しい問題に直面していると分析している。

以上のように、大学や学生の実態の現状分析より、3の「今後の大学のあり方－視点の転換」として、(1) 「教員中心の大学」から「学生中心の大学」への視点の転換と(2) 正課外教育の積極的な捉え直しを上げている。(1) は大学審議会答申(1998年10月)の内容である「大学は、社会に貢献する人材の養成に当たるとい役割を」をうけ、今後は、総体として教員の研究に重点を置く「教員中心の大学」から、多様な学生に対するきめ細かな教育・指導に重点を置く「学生中心の大学」へと視点の転換を提言している。

また、学生の多様化とともに、心の問題を抱える学生が増えている中で、これからの大学では、学生に豊かな知識を教授するのみならず、教職員が学生との人間的ふれあいを通じ、切磋琢磨しながら、道徳観、責任感などの高い倫理性とともに、忍耐力、意志伝達力、折衝力、決断力、適応力、行動力、協調性など、複雑化し、価値観が多様化した社会の中で生き抜くための基本的な能力の涵養に努めていくことが求められる、としている。

次にⅡの「各大学における改善方策」は1「人的資源の活用」、2「学生に対する指導体制の充実」、3「学生の希望・意見の反映」の3章からなっている。Ⅰの3の(1)「教員中心の大学」から「学生中心の大学」への視点

の転換より、教員の意識改革を取り上げ、「教員自身がまず、正課教育はもちろんのこと、正課外教育も含めた大学生活全般の中で、学生の人間的成長を図り、自立を促すため適切な指導を行っていくことが教員の基本的責任であることを明確に認識する必要がある。」と述べている。その上で教員に対する研修の実施、事務職員の専門性の強化、教員と事務職員の連携の強化を提言している。

本報告書において特筆すべきことは2の学生に対する指導体制の充実において、学生相談に多くのページをさき、さらにその理念や意義を捉え直している点にある。まず①学生相談の現状であるが、平成11年の8月から9月にかけて調査を行い、国立98校中98校(100%)、公立66校中61校(92.4%)、私立457校中444校(97.2%)の回答を得ている。

この調査によると大学全体の92.3%に学生相談機関が設置されている。学生相談機関の形態は(a)保健管理センター、健康相談室など身体的な健康面も含めた組織で対応している場合、(b)学生相談室、学生相談センター、心理相談室、カウンセリングセンター、など心理面に特化した組織で対応している場合、(c)学生センター、学生生活センターなど学生生活全般に関する部門で対応している場合など多様であるとしている。

また、学生の相談内容は(a)休・退学、転学部・学科、単位取得、留学などに関する修学相談、(b)奨学金や学費などの経済的問題や住居に関する相談、(c)精神・心理的な悩みに関する相談、(d)身体的健康に関する相談、(e)就職や進路に関する相談、(f)サークルやボランティアなどの正課外活動に関する相談、(g)セクシャルハラスメントについての相談など多様である。

学生相談の状況として、学生相談の件数は年々増加傾向にあり、また学生相談機関を設置している大学のうち、66.4%の大学でカウンセラーを置いているが、常勤のカウンセラーをおいている大学は21.3%にすぎない。さらに学生への対応方法として個別面接のほか、合宿などを含めたグループカウンセリングやメンタルヘルス関係の講演会などを開催している。そして一般的には、学生相談機関において、修学相談から、精神・心理的な悩みや対人関係についての相談まで、幅広い内容の相談に対して一括して応じている現状になり、人手が不足していると結論づけている。

次に②今後の改善方策として、まず学生相談の捉え直しとして、次のように述べている。「これまで学生相談機関は、問題のある一部の特別な学生が行くところというイメージが根強くあったが、本来学生相談はすべての学生を対象として、学生の様々な悩みに応えることにより、その人間的成長を図るものであり、今後は、学生相談の機能を学生が人間形成を促すものとして捉え直し、大学教育の一環として位置づける必要がある。」この認識は学生

相談関係者にとって当然の認識であったが、それが教育行政当局において認められたことは画期的なことといえる。

学生相談を大学教育の一環として位置づけ、そして学生の心の悩みに対して専門的な心理的面接技能を有するカウンセラーや、修学相談や進路相談などに専門的な助言できるアドバイザーなどを各大学が積極的に配置する必要があるとし、それも同じ場所にいつも同じカウンセラーがいるという安心感とともに学内の教職員との連携がとりやすいなどの利点から、可能限り常勤(専任)のカウンセラーなどの配置を提言している。とはいえ、それは学生からの相談のすべてを学生相談機関に委ねることを意味するものでなく、学生の相談に応じることは、学生の人格形成に関する事柄であり、大学のすべての教職員がそれぞれが自らの基本的責務であるという認識が重要であると、くぎを刺している。長年学生相談にかかわってきた筆者にとっても、この提言は学生相談の本質を捉え、きめ細かい配慮を働かせていると感じている。

その上で学生相談機関と学内外の諸機関との連携強化を上げている。学生相談の担当者からは、学内における学生相談の位置づけがあいまいであったり、また身分も教員や常勤の職員と限らないため、学生相談の現場で得られた知見が大学の教職員や責任者に伝わらないという指摘がある。もちろん学生のプライバシーに関する守秘義務は当然であるが、必要以上に学内の諸機関とかかわりがなくと大学コミュニティから浮いてしまう。今後学生のために、学生の現状を知る立場にある学生相談担当者の意見が、相談員の個人的な努力や人脈のみでフィードバックされるのではなく、システムとして適切に大学の教職員に伝わり、かつ、大学運営に反映される仕組みを整えることが求められる、としている。

さらに「何でも相談窓口」の設置を提案している。これはそこで基本的な相談に応じつつ、相談内容に応じて適切な学内外の相談機関や教職員を紹介することが有効であると考えられる。学生の便宜を図ったことであるが、今後は「仏をつくって魂入れず」にならないよう魂を入れることが大切になる。

また不登校への対応という項目を設け、その原因や背景について仮説を立て、その否定的側面だけを見るのではなく、学生が「自分をつくりかえるための時間」など不登校の自分探しの肯定的側面まで視野に入れている。そしてプライバシーに配慮しつつ、単位取得状況などをチェックしながら、不登校学生に対するきめ細かな相談・援助を行っていくことを求めている。

報告書には学生相談関係者の意見が反映されていることは報告書を読めばよくわかる。加藤(2001)は調査研究に携わった委員の立場から次のように述べている。「『学生を中心に考えること』ということとはとても難しいことで

あること、学生相談の活動が案外大学人に知られていないこと、大学というところは教育よりも研究を重視するところがあり、立派な研究者の後ろ姿を見せることが教育になるという認識が存在すること、等が確認されていきました。・・・議論を進める中で、学生相談はそのような大学教育の中にあつて、常に学生の自主性を尊重し、学生の立場に立って考え、学生の自立や成長を援助するために「個別の対話」という方法論をもって地道に活動を続けてきたということ、そして、その学生相談から、今、大学教育に提言が求められているのだと、この研究会の意味を理解されてきました。「学生の立場」にたつということは、学生の要求に迎合するのではなく、学生の自立を促す教育環境をいかに学生中心に整えるかということなのだ共通認識されるようになりました。この議論の過程において、学生相談を行ってきた「個別の対話」が、「学生の立場に立った」学生理解に役立ちうる新鮮な視点であると、学生相談担当者として大変嬉しいことでした。・・・「自分探し」をしに大学に来ている若者に対して、自己成長を図るべく教育を行わねばならないこと、これらの学生はどちらかといえば大学教育の影の部分といった捉え方をなされがちであるが、社会への貢献は一面のあつてはならず、社会を表と裏から支える人材の育成が目指されるべきであることなどが私自身の中で明確になってきました。・・・学生相談では欠かすことのできない学生の休学や所属変更、復学のシステムなどについても忘れがちでした。このようなシステムの充実も「自分さがし」の機会を大学に求める多くの学生にとってぜひ必要であり、このことを提言していける立場に学生相談はあるでしょう。』

その他にも「就職指導」の項目も大きく取り上げられており、今後の改善方策として、キャリア教育の充実、就職指導部門の体制強化、インターシップの活性化を提言している。さらに修学指導に言及し、入学時のオリエンテーションにおける履修指導の改善、転学や転学部・転学科への柔軟な対応、小人数教育の充実、オフィスアワーなども提言されており、これらの内容は40年前の学徒厚生審議会答申と重なっているものが多い。

5節 廣中レポートがその後の学生相談に与えた影響

廣中レポートが学生相談の世界に与えた影響について論じる前に、大学審議会答申に戻ることが必要になる。「3節の2」でも触れたが答申の中に、「教育システムの柔構造化－大学の自立性の確保－」と「責任ある意志決定と実行－組織運営体制の整備－」「多元的な評価システムの確立－大学の個性化と教育研究に不断の改善」にあるように国立大学において独自の体制を組むことが可能になった。たとえば京都大学を例にとると1999（平成11）年6月に学生懇話室はカウンセリングセンターとして発展的に改組され、その

時教授 1, 助教授 1, 講師 2、非常勤カウンセラー 2 と体制が整えられている。また名古屋大学においては 1999 年から組織改革検討委員会が設置され、2001 年 4 月に学生相談総合センターとして創設されている。センターには学生相談部門 3 人（教授 1、助教授 1、助手 1）、メンタルヘルス部門 2 人（教授 1、助手 1）、就職相談部門 1（助手）からなっている。そして自己点検評価報告書を提出している（2003）。その他にも東北大学、広島大学、九州大学等で組織改編が行われ学生相談部門が充実している。それらの大学は旧帝大が大半であり、学生相談が熱心に行われてきており、大学当局からも高く評価されていたものと思われる。

それでは廣中レポートがどのような影響を与えたか見ていきたい。鳴澤（2001）は第 34 回学生相談研究会議（2001）のシンポジウム I 『「大学における学生生活の充実方策について」とこれからの学生相談』の指定討論の中で廣中レポートが「報告書」であることを指摘し、報告書の与える国立大学と私立大学への影響力について言及している。その影響を見るために日本学生相談学会が実施している学生相談機関の実態調査を見ていく。日本学生相談学会は 1997 年より全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象に 3 年ごとに調査を行っている。ここでは 1997 年の調査と 2003 年度の調査があり、その両調査を比較するとによって、学生相談機関の実態を調査したい「（日本学生相談学会特別委員会（1998）、大島（2004））。ここでは大学だけの調査結果を考察の対象とする。文科省による調査（2000）と学生相談学会による調査の合成を表 2 に示した。相談室と常勤カウンセラーの設置率の違いを見ていく。

(1) 調査状況、設置状況

表 2 調査状況、設置状況

	国立			公立			私立		
	1997	2000	2003	1997	2000	2003	1997	2000	2003
発送数	109	98	126	53	66	76	443	457	567
回答数	78	98	66	37	61	48	306	444	323
回答率 (%)	71.6	100.0	52.4	69.8	92.4	63.2	69.1	97.2	57.0
相談機関有	59	97	63	30	54	40	290	399	288
設置率 (%)	71.6	99.0	95.5	81.0	92.0	83.3	94.8	91.1	89.1

表 2 より、学生相談機関の設置率をみると、国立において学会による調査は 6 年間に於いて約 20% の差が見られる。公立や私立大学において学会による調査にみても 6 年の間にそれほど差が見られないのに比較して興味深い。

(2) 常勤カウンセラーを置いている大学

表3 常勤カウンセラーを置いている大学

	国立			公立			私立		
	1997	2000	2003	1997	2000	2003	1997	2000	2003
配置	24	28	32	1	5	3	30	83	42
未配置	42	69	34	28	49	45	199	310	281
配置率(%)	36.5	28.9	48.5	0.3	9.2	6.3	13.1	21.1	13.0
合計	66	97	66	29	54	48	229	393	323

常勤（専任）カウンセラーを置いている大学は国立ではこの6年の間に約12%増加している（学会調査）。公立大学は文部省調査では5校であるが、学会調査では3校が確認されている。私立の配置校は12校増えているが、配置率の変化はない。

早坂（2003）は廣中レポートの大学への影響として、国立大学に限るとしながらも、多くの大学において学生支援が実施されるようになったと述べている。すなわち、①学生支援全般として担当専門員の配置、②学生相談として一般教職員による「なんでも相談員」の設置、③修学支援として、担任教員制の強化・オフィスアワーの制定・入学時オリエンテーションの充実・成績不振学生への対応・少人数教育の充実・単位互換性の拡大、学生による授業評価、④就職支援として、求人情報の提供と就職ガイダンスの充実・キャリア教育科目の開設、キャリアアドバイザーの配置・インターンシップの活性化である。定員削減の状況において国立大学においても新しく専門員の採用というよりは配置換えによる学生支援の強化が行われているように見える。また常勤カウンセラーの定員は学生相談専門施設がある一部の大規模大学と一部の保健管理施設しかない。前者に関しては前述のようにほとんどの学生相談施設が2001（平成13）年までに改組や定員増による組織強化を果たしているが、保健管理施設については法人化をはじめとする大学改革の影響が今後生じてくるかもしれない。たとえば大学全体の定員削減、大学の統合、「学生支援センター」設立構想、法人化に伴う産業界の配置の義務づけなどカウンセラー定員を左右する要因がいくつか予想されている。公立大学においては①の学生相談全般と②学生相談に変化がみられないが、③の修学支援と④就職支援においては全く同様なことが行われている。

6節 国公立大学の法人化

既に触れたように大学審議会答申において国立大学の独立行政法人化については、長期的視野に立って検討することが必要とされていた。省庁再編に

より文部科学省に名称が変更された2001(平成13)年、国際競争力のある大学作りの一環として大学の活性化を目指した「国立大学の構造改革の方針」が発表された。当時の遠山文部科学大臣の名前をとって遠山プランと呼ばれている。改革案のプランは三つあり、①国立大学の独立行政法人化、②再編・統合を進めることによる国立大学数の大幅な削減、③各分野の研究業績の高い大学に予算を重点的に配分する「トップ30構想」である。そして2004(平成16)年に法人化された。吉武(2004)は法人化されることによる学生相談機関やスタッフにとって対応が迫られる課題について考察を加えている。法人化の背景には丸山(2004)によると『一つには政府財政支出削減、公務員数縮小、行政のスリム化、効率化、市場原理の導入、民営化などのコンセプトとしての1980年代に中曽根内閣のもとで始められた行政改革の流れがありまたひとつには、「レジャーランド化した大学」、「社会で役に立たない学習内容」、「教員の教育軽視」、「学生、企業、社会のニーズに大学は応えていない」等々、1980年代後半からの大学批判の高まりを受け、「学生の教育重視」、「国費投入の納税者への説明責任」、「大学の自己点検・評価」など強調して取り組まれるようになった大学改革の流れがある』と述べている。東北大学副総長の筒井(2004)は第37回全国学生相談研究会議の特別講演において、「学生支援・学生相談にとっての法人化の意味」のなかで①「社会的透明性が増すこと」、②「学生支援が中期目標・計画では重要な共通目標にされた」こと、すなわち「学生支援の多面的評価の自主的設定が可能になったこと」、③「これまでの学生支援は私立大学先行だったものが、そうではなくなる」こと、私立大学は学生支援特に就職関係では整っている、等述べている。

法人化によって定員管理はなくなり大学の裁量に任されるようになる。「計画-達成度評価-次期計画における予算と人員配置の決定」という行動図式は国立大学だけでなく公立を含めすべての大学に影響を与えることが予想される。各大学の学生相談組織やスタッフの行動図式にも変化を迫るものである。見方を変えれば各大学がどのような学生支援や学生相談の計画を立てるということにもあり、今後ますます大学間の格差が広がっていくとも考えられる。

これまで学生相談研究会議は文科省の厚生補導特別企画として実施されてきた。その担当は高等教育局の学生課であったが、国立大学法人化とともに、学生支援に関しても、独立行政法人日本学生支援機構が担当することになった。これまでの学生相談研究会議は学生相談研究会議と持ち回りの国立大学が担当して開催されていたが、それが機構の業務になってくるということになり、これまでの学生相談研究会議をどう開催していくか問題になった。こ

れまで学生相談研究会議は学会に近い研究中心の会議であったが、機構と共催ということになると研修会的な意味合いが強くなる。会員間において長時間にわたる議論の結果、開催に関わる資金面と業務面の難しさにより共催ということに落ち着いた。そのあたりは法人化を前にした第37回全国学生相談研究会議の文科省の関昭裕氏（2004）の挨拶に触れられている。

7節 まとめ

本稿では「廣中レポート」が出された背景とその内容について触れた。本レポートはこれまで学生相談関係者の蓄積した知識や思想などが取り込まれたものであった。すなわち、これまで学生相談機関は、問題のある一部の特別な学生が行くところというイメージが根強くあったが、本来学生相談はすべての学生を対象として、学生の様々な悩みに応えることにより、その人間的成長を図るものであり、今後は、学生相談の機能を学生が人間形成を促すものとして捉え直し、大学教育の一環として位置づける必要がある。しかし学生相談が教育の一環として捉えるものであるが、アメリカの大学のようにそれを支える組織が多くの専門家集団によるものでなく、これまでの人員を研修によって活用する組織替えに近いものであった。

また「廣中レポート」が大学学生相談に与えた影響はあくまでそのレポートは報告書であり、国立大学においては大きなものがあったが、私立大学や公立大学はその影響は少なく限定的であったとも言える。次回の論文においては、法人化された後の国公立の学生相談と私立の学生相談の動き、そして、廣中レポートの具体的な学生相談のシステムと機能を体系化した『大学における学生生活の充実方策について - 「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」』（通称苔米地レポート（2007）、さらに外国特にアメリカの学生相談と日本の違いなどについて取り上げていく。

引用・参考文献

- 雨宮 忠 1997 挨拶 メンタルヘルス研究協議会平成8年度報告書 4-5
学生相談研究会議 2001 第34回学生相談研究会議報告書 5-17
学徒厚生審議会答申 1958 学生の厚生補導の組織及びその運営について
早坂浩志 2003 2002年度の学生相談界の動向 学生相談研究 24（1）
66-74
加藤美智子 2001 学生の立場に立つということへのハードル 第34回学生
相談研究会議報告書 5-8

- 丸山文祐 2004 国立大学法人化と私立大学 高等教育研究紀要 19 28
- 37
- 文部省高等教育局学生課編 1953 学生助育総論 - 大学における新しい学生
厚生補導 -
- 文部省 1988 我が国の文教政策 (昭和 63 年度) 第 II 部 文教施策施設動
向の展開
- 文部省高等教育局学生課 1998 21 世紀の大学像と今後の改革方策 大学
と学生 11 39
- 文部省高等教育局・大学における学生生活充実に関する調査研究会 2000
大学における学生生活の充実方策 - 学生の立場に立った大学作りを
目指して - (通称廣中レポート)
- 中島潤子 1998 メンタルヘルス研究協議会からの報告 大学と学生 6
56-59
- 名古屋大学学生相談総合センター編 2003 名古屋大学学生相談総合セン
ター自己点検評価報告書 (2001・2002 年度)
- 鳴澤實 2001 指定討論 1 第 34 回学生相談研究会議盛岡シンポジウム報
告書 14-15
- 日本学生相談学会特別委員会 1998 1997 年度学生相談機関に関する調査
報告 学生相談研究 19 (1) 81-108
- 日本学生相談学会 2002 第 39 回学生相談研修会報告書 10-23
- 日本学生支援機構 2007 『大学における学生生活の充実方策について
- 「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」』
- 小此木啓吾 1978 モラトリアム人間の時代 中央公論
- 大山泰宏研究代表 2000 高等教育の一機能としての学生サービスの研究
平成 10-11 年度文部省科学研究費研究成果報告書
- 大島啓利他 2004 2003 年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研
究 24 269-304
- 旺文社 2011 大学入試の温故知新 教育情報センター 4 1-9
- 齋藤憲司 2010 学生相談の理念と歴史 日本学生相談学会編集委員会編
学生相談ハンドブック 学苑社 10-29
- 関 昭裕 2004 挨拶 第 37 回学生相談研究会議報告書 3-4
- 下山晴彦 1991 これからの学生相談 全国学生相談研究会議編 キャンパ
スカウンセリング 現代のエスプリ第 293 号 至文堂 46-60
- 田中宏尚 2009 学生相談事始め (序) 熊本県立大学文学部文彩第 5 号
45-52
- 田中宏尚 2011 学生相談事始め (2) 熊本県立大学文学部紀要 17 47-

65

- トロウ .M. 1976 高学歴社会の大学 天野郁夫・喜多村和夫訳 東京大学出版会
- 筒井邦明 2004 法人化後の東北大学における学生支援・学生相談 第37回学生相談研究会議報告書 5-13
- 吉武清實 2004 2003年度学生相談界の動向 学生相談研究 2004 25(1) 69-81